

前川町長に対する問責決議

大山崎町議会は、前川光町長が令和 7 年 6 月 17 日に開催された連合審査会を真摯な説明もなく欠席したことを、地方自治の根幹を揺るがし、町長の適格性を疑うに足りる許されない行為であると考えます。

当該審査会は、前川町長自身が招集した令和 7 年第 2 回定例会の会期中に開催されたものであり、さらに欠席に至る背景が私的な理由であるならば、住民代表の任を全うできていない証左であり、「遺憾」などという言葉では表現できず、決して看過してはならない極めて重大な問題であると認識する。

平素から前川町長は、町議会の一般質問や委員会など、住民の代表である者同士が議論を重ねるべく設けられた公の場においても、議員の質疑に対し冒頭から「あなたとは意見が違う」と発言し、議会を構成する議員の意見を議論する以前に否定するという基本姿勢に立つとともに、当該会議の長の許しを得ることなく議員の発言を途中で遮って自身の主張を一方的に論じ続けるなど、議会の規律を守らない — まさに不規則発言 — を繰り返している。こうした行動は、地方自治の仕組みとして設けられている議会に対して著しく敬意を欠くものであり、当町の自治の品位と秩序を損なう、あってはならない行為である。

申すまでもなく、地方自治の基礎をなす二元代表制において、議員は町民の多様な意見を代弁するために存し、その発言は町政の進路を決めるに当たり極めて重要な意味を持つ。町長が掲げる「住民主体のまちづくり」を真に実現するのであれば、議員の意見を住民の意見として尊重し、それらの熟議を経て調整した上で実行に移すことこそが行政に必要不可欠な手順であり、その手順を守ることは町長の最も基本的な責務である。

パブリックコメントや住民ワークショップを実施することのみをもって住民主体が実現するのではなく、それらの結果を踏まえ、議会で議論が交わされ、政策が立案・執行されてこそ、法令が求める真の地方自治の体现である。

前川町長の政治活動用看板には「町民党」「抵抗勢力を打破」「住民目線実現」と掲げられているが、議会における多様な意見を一括して「抵抗勢力」とみなし排除するかのような姿勢を示し、実行していることは、対話と協働を旨とする民主政治の基本原則を逸脱するものであり、独善的・独裁的との批判は免れない。

以上の点に鑑み、本町議会は、前川町長に対し深い反省を促し、説明責任と議会尊重の姿勢を抜本的に改善することを強く求め、ここに嚴重に問責の意を表明する。

以上、決議する。

令和7年6月20日

大山崎町議会